議案第24号

守谷市会計年度任用職員の報酬,期末手当,勤勉手当及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例

守谷市会計年度任用職員の報酬,期末手当,勤勉手当及び費用弁償に関する条例(令和元年守谷市条例第20号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 3 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁 数
2 4 号	1

守谷市会計年度任用職員の報酬,期末手当,勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

守谷市会計年度任用職員の報酬,期末手当,勤勉手当及び費用弁償に関する条例(令和元年守谷市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に掲げる」を「給与条例に規定する給料表に定める1級1号給から2級50号給までの」に改め、同項各号を削る。

第11条第4項中「100分の68.75」を「100分の125」に改め ,同条第8項中「100分の48.75」を「100分の105」に改める。

第17条の見出し中「報酬」の次に「等」を加え、同条第1項中「28万円」を「33万5,000円」に、「33万円」を「36万円」に改め、同条第2項中「報酬」を「報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償」に改める。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(スクールソーシャルワーカーの報酬)

第18条 この条例の規定にかかわらず、学校だけでは解決が難しい問題に社会福祉の専門性を生かして、児童生徒・保護者への支援を行うスクールソーシャルワーカーとして任用されるものの報酬は、時給2,500円とする。 附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案	頁 数
2 4 号	2

提案理由(議案第24号)

提案の理由を申し上げます。

本案は、本市の会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を正規職員と同等に引上げ、また国際交流員の月額報酬を引上げ、新たにスクールソーシャルワーカーを会計年度任用職員の職種として新設するため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁 数
2 4 号	3

改正

(報酬の額)

第5条 会計年度任用職員の通常の勤務に対する報酬の額は、給与条例に規定する給料表に定める1級1号給から2級50号給までの範囲内において市規則で定める職務の級及び号給により算出される基準月額(会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間が38時間45分であるとした場合において、その職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして、給与条例に規定する給料表を準用したとき得た額に、同条例第12条の7第2項の市規則に定める割合を乗じ得て得た額を加算した額をいう。以下同じ。)に対し、次項から第4項までに規定する計算により決定するものとする。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

2から4まで (略)

(期末手当及び勤勉手当)

第11条 (略)

2及び3 (略)

,

現

行

(報酬の額)

第5条 会計年度任用職員の通常の勤務に対する報酬の額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に掲げる 範囲内において市規則で定める職務の級及び号給により算出される基準月額(会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間が38時間45分であるとした場合において、その職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして、給与条例に規定する給料表を準用したとき得た額に、同条例第12条の7第2項の市規則に定める割合を乗じ得て得た額を加算した額をいう。以下同じ。)に対し、次項から第4項までに規定する計算により決定するものとする。

- (1)事務職 1級1号給から1級31号給まで
- (2) 専門職 1級20号給から2級62号給まで
- (3) 労務職 1級1号給から1級31号給まで
- (4)教育職 1級24号から2級51号給まで

2から4まで (略)

(期末手当及び勤勉手当)

第11条 (略)

2及び3 (略)

4 期末手当の額は、報酬月額(日額又は時間額によっ 4 期末手当の額は、報酬月額(日額又は時間額によっ て報酬を支給する場合は、市規則で定める方法により 月額に換算した額。以下この条において同じ。) に1 00分の125 を乗じて得た額に、基準日以前の 6 箇月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員 としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該 区分に定める割合を乗じて得た額とする。

(略)

5から7まで (略)

- 8 前項の勤勉手当の総額は、会計年度任用職員ごとの 8 前項の勤勉手当の総額は、会計年度任用職員ごとの 基準日現在の報酬月額に100分の105 を乗じ て得た額を超えてはならない。
- 9 (略)

(国際交流員の報酬等)

- 事業等により国際交流員として任用されるものの報酬 は、月額として33万5、000円以上36万円以下 の範囲内で任命権者が定める。
- 2 前項に定めるもののほか、国際交流員の報酬、期末 手当、勤勉手当及び費用弁償の支給に関し必要な事項 は、市規則で定める。

(スクールソーシャルワーカーの報酬)

第18条 この条例の規定にかかわらず、学校だけでは 解決が難しい問題に社会福祉の専門性を生かして,児

て報酬を支給する場合は、市規則で定める方法により 月額に換算した額。以下この条において同じ。)に1 00分の68.75を乗じて得た額に、基準日以前の 6 筒月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員 としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該 区分に定める割合を乗じて得た額とする。

(略)

5から7まで (略)

- 基準日現在の報酬月額に100分の48.75を乗じ て得た額を超えてはならない。
- 9 (略)

(国際交流員の報酬))

- 第17条 この条例の規定にかかわらず、外国青年招致 | 第17条 この条例の規定にかかわらず、外国青年招致 事業等により国際交流員として任用されるものの報酬 は、月額として28万円 以上33万円以下 の範囲内で任命権者が定める。
 - 2 前項に定めるもののほか、国際交流員の報酬 の支給に関し必要な事項

は, 市規則で定める。

(新設)

<u>童生徒・保護者への支援を行うスクールソーシャルワーカーとして任用されるものの報酬は、時給2,50</u>0円とする。

(委任)

(委任)

<u>第19条</u> (略)

第18条 (略)

議案頁数24号6